

# kUTM みまもりサポート利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 本規約の目的

株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、この kUTM みまもりサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより kUTM みまもりサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### 第2条 本規約の変更

1. 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

### 第3条 用語の定義

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	セキュリティサポート（当社が NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東」といいます。）及びトレンドマイクロ株式会社（以下、「トレンドマイクロ」といいます。）から提供を受けて契約者に提供するセキュリティ機能を含みます。）を提供するサービス。 詳細は当社ホームページに定めるところによります。
セキュリティサポート	専用 BOX を通じて提供するネットワークセキュリティ機能、端末セキュリティ機能、当該機能による脅威の検知状況の監視、セキュリティインシデント発生時の通知・サポート等を行うサービス。 詳細は当社ホームページに定めるところによります
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者。ただし、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者（以下「消費者」といいます。）は、本サービスを利用することができません。
専用 BOX	契約者のネットワーク内に設置し、セキュリティ脅威の防御や、通信状況の通知等を行う当社の機器
クライアントツール	当社ホームページに定める場合において、マルウェア等の感染状況の確認および駆除支援を行うために使用するソフトウェア
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は当社ホームページに定めるところによります。
サポート対象機器	専用 BOX を経由してインターネットに接続するお客様保有のパソコン、スマートフォン、タブレット等の機器
インターネット回線	インターネット接続を行うための契約者の電気通信回線
提供プラン	提供する専用 BOX の種類によって分けられる本サービスのプラン。各プラ

	ンの料金は当社又は当社の指定する代理店（以下「当社等」といいます。）が別に定めるところによります。
C&C サーバ	マルウェアを利用してのっとりた端末を外部からコントロールする司令塔役のサーバ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。をいいます。
利用権	契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。
端末セキュリティ	クライアントツールによるウイルス対策等（ウイルス対策、スパイウェア対策、ファイアウォール、URLフィルタリング、USB禁止設定等）の機能。提供内容の詳細は当社ホームページに定めるところによります。
セキュリティパッケージ	専用BOXによる「ネットワークセキュリティ」に「端末セキュリティ」を合わせて提供するサービス。24時間出張修理オプション、クラウドサンドボックスオプション相当の機能も含まれます。
オプションサービス	24時間訪問修理オプション、クラウドサンドボックスオプション、端末セキュリティライセンス追加オプション（月額）のことをいいます。
24時間訪問修理オプション	24時間365日の故障受付、派遣による故障対応(切り分け及び故障交換)
クラウドサンドボックスオプション	メールトラフィック検索のウイルススキャンや機械学習型検索で判定できない疑わしいファイルについて、クラウド上の仮想アナライザサービス（クラウドサンドボックス）と連携し、高度な分析を実施
Web 管理コンソール	契約者が本サービスの設定等を実施するためにアクセスする契約者専用のWEB管理画面

## 第2章 本サービスの提供

### 第4条 本サービスの提供範囲

当社は、契約者に対し、当社ホームページで定めるサービスを提供します。当社は、本サービスの提供を第三者に委託することができます。

### 第5条 提供区域

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

## 第3章 契約

### 第6条 契約

本規約の条件に従い本契約が成立した場合、当社は、契約者に対して、専用BOXを設置したネットワーク内におけるセキュリティ対策を目的として本サービスを利用する日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾します。かかる権利は、本規約の条項を契約者が継続的に遵守することを条件とします。

### 第7条 契約の単位

当社は、専用 BOX 毎に 1 の本契約を締結します。

#### 第8条 契約申込の方法

本サービスを申込みときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出て頂きます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 契約者メールアドレス
- (5) その他申込みの内容を特定するための事項

#### 第9条 契約申込の承諾

1. 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、電子メール又は書面をもって通知します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 虚偽の事項を申告したとき。
  - (4) 第 38 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
  - (6) 当社が、本サービスの申込みをした者が第 48 条に規定する反社会的勢力であると判断したとき。
  - (7) 当該申込をした者が消費者であるとき。
3. 当社が、前 2 項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

#### 第10条 契約申込内容の変更

1. 契約者が、プラン変更等本契約の内容の変更を希望する場合は、第 8 条の定めに準じて、契約内容の変更を申込みことができます。
2. 当社は、前項の申込みがあったときは、第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### 第11条 権利の譲渡

1. 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
2. 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面をもって、本サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3. 当社は、前項の規定により本契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、本契約に係る利用権を譲り受けようとする者について、第 9 条（契約申込の承諾）の規定に準じて承諾の是非を判断します。
4. 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本サービスに係る一切の権利及び義務を承継するものとします。
5. 当社は、利用権の譲渡があったときは、当社の電気通信設備に蓄積されている設定・ログ等のデータを譲受

人に引き継ぎます。

6. 当社が承認した場合を除き、利用権を第三者に売買、又は質権の設定及びその他担保に供することはできないものとします。

#### 第12条 契約者の地位の承継

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 本条第1項または第2項の手続きがなされない期間においては、当社は、本サービスの提供を行わないことがあります。

#### 第13条 契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

#### 第14条 設置場所の提供等

1. 当社が提供する専用BOXを設置するために必要な場所は、契約者に提供していただきます。
2. 当社が提供する専用BOXに必要な電気は、契約者に提供していただきます。

#### 第15条 設置場所の移転

当社は、契約者から要請があったときは、専用BOXの設置場所の変更等の手続きを受け付けます。なお、専用BOXは契約者が移転先に持参し、設置することとします。但し、当社へ移転工事の申し込みがあった場合はその限りではありません。なお、当社が移転工事を実施する場合は、当社等が別に定める初期費用の支払を要します。

#### 第16条 提供するプランの変更

契約者は、契約したプラン、オプションを変更することができます。この場合、契約者は第10条（契約申込内容の変更）の定めにより変更の手続きを行うものとします。

プラン変更に伴う費用等の条件については、当社等が別に定めるとおりとします。

### 第4章 禁止行為

#### 第17条 営業活動の禁止

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした活動、又は再提供若しくはその準備を目的とした行為をすることができません。

## 第18条 著作権等

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的財産権は、当社、NTT 東、トレンドマイクロ、又は本物品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社、NTT 東若しくはトレンドマイクロに対して許可する者に帰属するものとします。
2. 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
  - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。なお、契約者の改造に起因して本サービスに何らかの障害が生じ、契約者に損害が生じた場合、当社、NTT 東及びトレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
  - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
  - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

## 第5章 利用中止等

### 第19条 利用中止

1. 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備及び各種ソフトウェアの障害、保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
  - (2) 第 21 条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用を制限するとき。
  - (3) その他、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第20条 利用停止

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 本サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (3) 当社 の 名 誉 若 しくは 信用 を 毀 損 した とき。
  - (4) 第 17 条（営業活動の禁止）、第 18 条（著作権等）及び第 38 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。
  - (6) 当社 の 業務 の 遂 行 又は 当社 の 電気 通 信 設備 に 支 障 を 及 ぼ し、 又は 及 ぼ す お そ れ が あ る 行 為 を し た とき

(7) 当社に損害を与えたとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第21条 利用の制限

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

#### 第22条 本サービス提供の終了

1. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解約する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により 60 日の予告期間をおいてその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません

#### 第23条 契約者による解約

1. 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出て頂きます。
2. 当社は、前項の規定により申し出て頂いた解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。オプションサービスを契約している契約者が、本契約を解約した場合には、オプションサービスも自動的に解約となります。また、オプションサービスのみ解約をしたい場合には、そのことを本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出て頂く必要があります。

#### 第24条 当社による解約等

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約又は解除することがあります。また、本項第 4 号に該当する場合には、当社は、契約者への事前の通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第 20 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (2) 削除
- (3) 第 22 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- (4) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - ① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

## 第6章 料金

### 第25条 料金

当社が提供する本サービスの料金は、当社等が別に定めるところによります。

### 第26条 利用料金の支払義務

1. 契約者は、本契約に基づき本サービスの提供を開始した日の翌月から起算して、本契約の解約又は解除があった月までの期間について、当社等が別に定める月額利用料の支払いを要します。ただし、本サービスの提供を開始した月に契約の解約又は解除が行われた場合は当月分の月額利用料の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額利用料の支払いは次によります。
  - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、セキュリティサポートが全く利用できない状態が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます）に、そのことを当社が知った時から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額利用料
2. 当社の故意又は重大な過失によりセキュリティサポートを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスの月額利用料

3. 当社は、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）及びその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します。
4. 当社は、契約者に対し、前条の利用料金の支払いを、当社に代わって利用料金を受領する権限を当社が付与した第三者に行うよう指定することがあります。この際、契約者の当社に対する利用料金支払義務は、契約者が当該第三者に対し利用料金を支払った時点で消滅します。

### 第27条 割増金

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（当社等が消費税相当額を加算しないこととしている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

### 第28条 延滞利息

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）当社等は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

## 第29条 料金計算方法等

1. 当社等は、契約者がその契約に基づき支払う当社等が別に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社等が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
2. 当社等は、当社等の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
3. 契約者は、当社等が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社等が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社等が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

## 第30条 端数処理

当社等は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第31条 料金等の支払

1. 契約者は、料金について、当社等が定める期日までに、当社等が指定する方法により支払って頂きます。
2. 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

## 第32条 料金の一括後払

当社等は、当社等に特別の事情がある場合は、2ヶ月以上の料金を、当社等が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

## 第33条 消費税相当額の加算

第26条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により当社等が別に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

## 第34条 料金等の臨時減免

当社等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社等は、料金の減免を行ったときは、当社等が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

## 第7章 損害賠償

### 第35条 責任の制限

1. 当社は、セキュリティサポートを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、セキュリティサポートが全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、セキュリティサポートが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するセキュリティサポートの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠

償します。

3. 当社は、本サービスを提供したことに伴い契約者に損害が生じた場合、本サービスの1ヶ月の月額利用料を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。なお、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
  - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
  - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害
  - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
  - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
4. 当社の故意又は重大な過失による場合は、前3項の規定は適用しません。

### 第36条 免責事項

1. 本サービスは、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
2. 本サービスは、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
3. 本サービスはあらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではありません。本サービスの利用により生じた契約者の損害及び契約者が第三者に対して与えた損害について、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
4. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
5. 本サービスは、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポートの内容について保証するものではありません。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポートの実施に伴い生じる契約者の損害について、第35条第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
7. 当社は、第19条（利用中止）、第20条（利用停止）、第21条（利用の制限）、第22条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、責任を負いません。
8. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等の当社の責に帰さない事由により発生した損害については、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
9. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に電子メール又は書面をもって通知します。
10. オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポートに関連して、契約者の企業コード/ログインID/パスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は、第35条第3項に規定する場合を除き、責任を負いません。
11. 契約者が専用BOXの設定を変更した場合には、正常なセキュリティサポートを提供できない場合があります。また、本契約に基づく本サービス開始時の設定内容に戻すことが出来ない場合があります。
12. セキュリティサポートの提供にあたり、サポート対象機器へのクライアントツールのインストールが必要と

なる場合があります。この場合、契約者は、当社が指定するホームページからクライアントツールを取得し、サポート対象機器にダウンロードする必要があります。なお、サポート対象機器のハードディスクに空きが無いなどサポート対象機器の状況によってはインストールできない場合があります。

13. 本サービスにおける端末セキュリティ機能のご利用には、契約者ご自身にて各サービス対象機器へのクライアントツールのインストールが必要です。Web 管理コンソールからクライアントツールを取得し、各サービス対象機器にインストールして下さい。なお、ハードディスクに空きが無いなどサービス対象機器の状況によってはインストールできない場合があります。

## 第8章 個人情報の取扱

### 第37条 個人情報の取扱

1. 当社は、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、コンピュータ名、OS、IPアドレス等及び当社ホームページに定める情報（以下「個人情報」といいます。）を取得します。
2. 当社は、前項の規定により知り得た情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。  
なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
3. 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において契約者の個人情報を NTT 東その他の第三者（以下本条において「提供先」といいます。）に提供すること、及び提供先が次に掲げる者に当該個人情報を提供することがあることについて、同意していただきます。
  - (1) 提供先の委託先及び本サービスの提供に係るクラウドの使用を提供先に対して許可する者（本規約において当社の負う個人情報に係る義務と同等の義務を負うこれらの者に限ります。）
  - (2) 判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令により当該個人情報の開示を要求した機関
4. 本条の定めにかかわらず、当社がセキュリティサポートにおける設定代行等の過程で取得したID、パスワード等の情報については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定代行等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
5. 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報等（本項2号から7号については、別に契約者に同意を得たものを除き当社ホームページに定めるものを除く。）を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報等を利用する場合があります。
  - (1) 本サービスの提供
  - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
  - (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
  - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
  - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
  - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
  - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
6. 当社が本サービスの提供にあたり取得した個人情報等は、NTT 東から、本サービスを提供することを目的としてNTT 東が技術提携するトレンドマイクロへ提供されます。
7. 契約者は、前項に基づきトレンドマイクロに提供された情報については、トレンドマイクロが、当該情報を個人を特定しない統計情報として、同社のプログラムの安全性の判定・分析、セキュリティ上の脅威に対す

る対策の提供、セキュリティ上の脅威についての傾向のレポートへの活用及び同社サービスのマーケティングに利用することについて同意していただきます。

8. 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の個人情報等についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

## 第9章 雑則

### 第38条 利用に係る契約者の義務

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
  - (1) サポート対象機器が専用 BOX を経由してインターネットに接続できる環境であること。
  - (2) 本サービスの提供を受ける時点で、サポート対象機器が用意されており、設定作業等に必要なおアカウントやパスワード等の設定情報等が用意されていること。
2. 契約者が、セキュリティサポートの利用をする場合には、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。
  - (1) 端末セキュリティに関してセキュリティサポートの提供を受ける際に、契約者のサービス対象機器が使用可能な状態となっていること。
  - (2) 端末セキュリティに関してセキュリティサポートを受けるサービス対象機器において、インターネット通信を遮断しないこと。企業コード/ログインID/パスワードを第三者に知られないように契約者の責任において管理すること。
3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項に同意するものとします。
  - (1) 当社が当社ホームページに規定する情報を収集すること。
  - (2) 契約者に電子メールが到達する前に、当社のサーバにおいて、悪影響の想定されるプログラムの有無をシステムによって自動的に判定すること。
  - (3) スпамメール対策を有効にした場合、スパムメール送信元からの接続を制御することを目的とした機能により、スパムメールと通常のメール両方を送信するサーバがあった場合等は、当該サーバを接続拒否や配送遅延処理の対象とする可能性があり、当該接続拒否や配送遅延処理の対象となったサーバからのメール受信が必要な場合には、当社が指定する方法によるホワイトリストへの登録等が必要となること。
  - (4) クライアントツールはパターン・アップデートが実施されることがあり、その場合当社は契約者の事前の承諾を得ることなく、サービス対象機器にパターンファイルを配信すること。
  - (5) クライアントツールはバージョンアップ版が提供されることがあり、その場合、当社、NTT 東又はトレンドマイクロより契約者に電子メール等にて必要な情報を提供すること。契約者は、当社、NTT 東又はトレンドマイクロからの電子メール等の通知にもとづき、バージョンアップ版をダウンロードのうえサービス対象機器にインストールすること。なお、バージョンアップ版をインストールしない場合、本サービス及びパターン・アップデートの利用が一部ないし全部できない場合があります、かつセキュリティサポートサポートを利用できないことがあること。
4. 前2項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
  - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
  - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (10) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
  - (11) 専用 BOX を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
  - (12) 専用 BOX に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
  - (13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
5. 契約者は、前項の規定に違反して専用 BOX を亡失又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  6. 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、本サービスを利用するサポート対象機器に故障のないことを確認のうえ、当社に故障の連絡をしていただきます。
  7. 前項の場合において、当社は、契約者から連絡があったときは、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

#### 第39条 契約者の当社に対する協力事項

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じたIDやパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) サポート対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) サポート対象機器等に機密情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

#### 第40条 除外事項

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第38条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目を満たさない場合。
- (2) 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

#### 第41条 設備等の準備

1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なサポート対象機器、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
2. 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

#### 第42条 削除

#### 第43条 法令に規定する事項

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第44条 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第45条 準拠法

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第46条 紛争の解決

1. 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
2. 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第47条 削除

#### 第48条 反社会的勢力の排除

1. 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること
  - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
  - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
  - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
  - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除すること

ができます。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
  - ① 当社又は当社の委託先に対する暴力的な要求行為
  - ② 当社又は当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 当社又は当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
  - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

#### 附 則

本規約は、●年●月●日から施行します。